

# 教員組合週報 『引き続き愛称募集中』 2004年5月10日発行

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 横浜市立大学教員組合 編集・発行

TEL 045-787-2320

mailto:kumiai@yokohama-cu.ac.jp

http://homepage3.nifty.com/ycukumiai/

## 1. 任期制・年俸制問題を考える第2回 工夫次第でよい任期制ができるか？

任期制をあたかも大学の裁量次第で自由自在に制度設計できるかのように言うことはまったくのまちがいです。労働契約に任期をつけられるのは、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号、教員任期法)にもとづく場合か、今年1月1日より施行の改正労働基準法第14条(契約期間等の定め)にもとづく場合か、どちらかです。大学の工夫次第などと言っても、これらの法律を無視した制度設計ができるわけではありません。私の大学では「まぐやります、悪いようにはしません」と大学当局がいくら力説したところで、どのような法的根拠と制約(たとえば、改正労基法第14条にもとづくならば特例であっても契約期間の上限は5年と定められています)にもとづく制度なのかによって、勤務のあり方・条件は根本的に決まっています。

独自の、新しいやり方で任期制を設計する」という発言は、全員任期制の導入という無茶な方針に対する教員の不満・抵抗を懐柔するレトリックにすぎません。『いろいろ工夫はするとして、ともかく有期雇用に移行してみよう』という提案は、先はわからないが、とにかく手術してみよう』というに等しい、あまりにも無責任な主張です。当局の主張がどのような法制度上の根拠にもとづく労働

契約の提示なのか、私たちはリアルに判断し追求する必要があります。

組合が繰り返し主張してきたように、本人の同意なしに任期付き任用への移行はできません。同意の問題は次回以降みていきますが、制度根拠も示さぬままに任期制への同意を煽るがごとき当局の発言は、労働契約の締結過程で積極的に誤解を招く説明(大内伸哉 神戸大学院法学研究科教授)になりかねないものと警告しておきます。

なお、5月18日(火)、法人化移行に当たっての労働問題に精通しておられる深谷信夫茨城大学教授(労働法)をお招きし、任期制・年俸制にテーマをしぼった組合学習会を開きます。さまざまな疑問点を解消できるよい機会ですのでぜひご参加ください。

## 2. 学習会のお知らせ

### 『自らの雇用を守るためになすべきこと』

#### 第三弾 ~ 任期制と年俸制を考える ~

組合では、「自らの雇用を守るためになすべきこと」をテーマに二回の学習会を開催してきました。

今回はその第三弾として、労働法の専門家で、大学の雇用問題に詳しい深谷先生をお招きして任期制と年俸制についてお話いただき、今後わたしたちに何ができるのか、何をなすべきかを考えます。

講師 深谷信夫先生 (茨城大学教授)  
日時 5月18日 (火)  
午後5時30分から  
場所 小会議室 (商文棟5F)  
主催 横浜市立大学教員組合

みなさま,お誘い合わせのうえ,ふるってご参加ください。

貴重な機会ですので,任期制などについて,最近気になっていることなど,どんどん質問してください。

### 3. 声明を公表

4月27日付けで声明文「学部カリキュラム保障期間に関する学長・事務局文書について 学生の権利保障と学内民主主義を」<sup>1</sup>を公表しました。

---

---

<sup>1</sup> 全文は組合ホームページにて PDF 文書で公開中です。